

入所利用者自己負担額簡易早見表

第1段階（高齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市町村民税非課税、または生活保護者等）

部屋の種類	介護度	介護サービス費	夜勤職員配置加算	提供体制強化加算	在宅支援加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算等	居住費	食費	日用品・教養娯楽費	リース代	特別な室料	1日の合計(実費除く)	1ヶ月の合計(実費除く)
多床室	要介護1	831	26	19	36	×0.068＝62	0	300	実費(別紙参照)	748		2,022	×30＝60,660円
	要介護2	882	26	19	36	×0.068＝65	0	300	実費(別紙参照)	748		2,076	×30＝62,295円
	要介護3	947	26	19	36	×0.068＝70	0	300	実費(別紙参照)	748		2,146	×30＝64,377円
	要介護4	1,001	26	19	36	×0.068＝74	0	300	実費(別紙参照)	748		2,204	×30＝66,107円
	要介護5	1,058	26	19	36	×0.068＝77	0	300	実費(別紙参照)	748		2,264	×30＝67,934円
多床室 2人部屋 (1日1,000円)	要介護1	831	26	19	36	×0.068＝62	0	300	実費(別紙参照)	748	1,100	3,122	×30＝93,660円
	要介護2	882	26	19	36	×0.068＝65	0	300	実費(別紙参照)	748	1,100	3,176	×30＝95,295円
	要介護3	947	26	19	36	×0.068＝70	0	300	実費(別紙参照)	748	1,100	3,246	×30＝97,377円
	要介護4	1,001	26	19	36	×0.068＝74	0	300	実費(別紙参照)	748	1,100	3,304	×30＝99,107円
	要介護5	1,058	26	19	36	×0.068＝77	0	300	実費(別紙参照)	748	1,100	3,364	×30＝100,934円
従来型個室 個室 (1日1,500円)	要介護1	753	26	19	36	×0.068＝57	490	300	実費(別紙参照)	748	1,650	4,079	×30＝122,361円
	要介護2	800	26	19	36	×0.068＝60	490	300	実費(別紙参照)	748	1,650	4,129	×30＝123,867円
	要介護3	866	26	19	36	×0.068＝64	490	300	実費(別紙参照)	748	1,650	4,199	×30＝125,982円
	要介護4	922	26	19	36	×0.068＝68	490	300	実費(別紙参照)	748	1,650	4,259	×30＝127,776円
	要介護5	975	26	19	36	×0.068＝72	490	300	実費(別紙参照)	748	1,650	4,316	×30＝129,474円
従来型個室 トイレ付き個室 (1日2,000円)	要介護1	753	26	19	36	×0.068＝57	490	300	実費(別紙参照)	748	2,200	4,629	×30＝138,861円
	要介護2	800	26	19	36	×0.068＝60	490	300	実費(別紙参照)	748	2,200	4,679	×30＝140,367円
	要介護3	866	26	19	36	×0.068＝64	490	300	実費(別紙参照)	748	2,200	4,749	×30＝142,482円
	要介護4	922	26	19	36	×0.068＝68	490	300	実費(別紙参照)	748	2,200	4,809	×30＝144,276円
	要介護5	975	26	19	36	×0.068＝72	490	300	実費(別紙参照)	748	2,200	4,866	×30＝145,974円

※上表の合計額に日用品・教養娯楽費の実費を加えたものが、実際のおおよその料金になります。

※生活保護受給者の方はリース代を1日あたり748円から432円に減額(実費はリース代+日用品・教養娯楽費/1日あたり432円+実費/1ヶ月あたり12960円+実費)

※入所後30日間は、初期加算として上記料金に1日あたり32円を加算 ※入所月は、安全対策体制加算として1回21円を加算

※認知症専門棟は上記料金に1日あたり81円を加算

※入所の日より起算して3月以内等の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合は、上記料金に1回あたり253円加算

※入所の日より起算して3月以内の期間等に集中的に認知機能に効果のあるリハビリテーションを実施した場合は、(週に3回を限度

に)上記料金に1回あたり253円を加算

※身体状況等に応じた特別な食事を提供した場合は1食あたり7円を加算

※肺炎・尿路感染症・带状疱疹又は蜂窩織炎の者に対して、投薬・検査・注射・処置等を行った場合、上記料金に1日あたり252円を加算